

# 令和6年度生活衛生同業組合活動推進月間実施要綱

(一社) 全国生活衛生同業組合中央会

## 1. 趣 旨

生活衛生同業組合（以下「生衛組合」という。）は、「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」（以下「生衛法」という。）に基づき生活衛生関係営業（以下「生衛業」という。）の業種ごとに設立された同業者の組織であり、生衛業の衛生水準の維持・向上、経営の健全化、業界の振興等を図ることによって、利用者・消費者に安全・安心なサービスを提供するために組合員への指導等の役割を担って活動している。

生衛組合を中心とする生衛業者等のネットワークは、衛生行政の効率的・効果的な推進と相まって公衆衛生の維持・向上を図る上で重要な社会的基盤となっている。特に、地域における感染症対策の実施、社会経済活動の安定化及び国民生活の安全・安心確保を図るためには、生衛業及び生衛組合による衛生行政への協力と連携を強化する活動が不可欠となっている。

一方、生衛法の制定・施行後 65 年余が経過する中で、生衛組合の設立趣旨に対する組合員及び生衛業関係者の意識の希薄化、組合員の減少等によって組合の組織基盤の脆弱化が進んでいることも否めない状況である。

このため、「生活衛生同業組合活動推進月間」（以下「推進月間」という。）を定め、生衛組合の活動意義及び地域で果たしている役割の再確認、関係機関及び関係団体と連携した生衛業の新規事業者等の組合加入を促進した、組合活動の基盤強化並びに生衛組合のネットワークを活用した当該推進月間の周知・広報及び組合活動の活性化の推進を図る取組を重点的に展開するものとする。

## 2. 期 間

推進月間の期間は、毎年11月1日から11月30日までの1か月間とする

## 3. 主 催

(一社) 全国生活衛生同業組合中央会、全国生活衛生同業組合連合会、  
都道府県生活衛生同業組合

## 4. 共 催

(公財) 全国生活衛生営業指導センター、(公財) 都道府県生活衛生営業指導センター、  
都道府県生活衛生同業組合連絡協議会 等

## 5. 後 援

厚生労働省、(株) 日本政策金融公庫

## 6. 重点活動項目

- ① 衛生基準の遵守に向けた生衛業者による自主点検等の衛生活動の推進
- ② 生衛組合に関する広報・啓発活動の推進
- ③ 生衛業のデジタル化の促進並びに生衛組合を中心とするネットワークの拡充及び活用の促進
- ④ 生衛組合における若手及び後継者等の人材育成並びに若手による組合活動の活性化
- ⑤ 事業者、消費者及び行政等の関係機関による連携・対話の促進

## 令和6年度生活衛生同業組合活動推進月間実施要領

(一社)全国生活衛生同業組合中央会(以下「全国中央会」という。)、全国生活衛生同業組合連合会(以下「全国連合会」という。)及び都道府県生活衛生同業組合(以下「生衛組合」という。)は、生活衛生同業組合活動推進月間実施要綱(以下「要綱」という。)に基づき、令和6年11月の生活衛生同業組合活動推進月間(以下「推進月間」という。)の期間を、関係行政機関等の協力を得て、(公財)全国生活衛生営業指導センター(以下「全国センター」という。)、(公財)都道府県生活衛生営業指導センター(以下「都道府県センター」という。)、都道府県生活衛生同業組合連絡協議会等(以下「連絡協議会等」という。)とともに、生活衛生関係営業(以下「生衛業」という。)の新規事業者等に対する組合加入の勧奨促進及び生衛組合に関する広報・啓発並びに組合活動の活性化を図る取組みを重点的に展開するものとする。

特に、生衛組合においては、組合員の高齢化及び後継者不足、経済社会構造の変化、事業者の価値観の多様化等によると考えられる組合離れが進み、生衛組合の組織の脆弱化が一層進行している状況にあるなか、コロナ禍の影響のみならず、エネルギー及び物価高騰によって経営は未曾有の損害を受け、生衛業者の中には今なお大きな痛手を負っている組合員も多く、生衛業界の早期の復興を図るための各種事業について引き続き喫緊の取組が必要となっている。

さらに、生衛組合の設立趣旨、組合活動に対する組合員や生衛関係者の意識の希薄化等を改善するため、「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」(昭和32年法律第164号)の趣旨、生衛組合の成立及び役割、組合加入の優位性等について認識をより深め、組合員獲得等の取組を強化するとともに、生衛組合の5年先、10年先の中長期的な生衛業の振興を見据えた施策展開が必要となっている。

令和6年度は推進月間の創設から11年目の年にあたり、新たな推進月間事業開始の初年度と捉えて、推進月間実施の趣旨を再確認し、①生衛組合役職員の推進月間に対する意識改革による活動の活性化、②地域における生衛業及び生衛組合の認知度向上、③生衛組合と地域社会や行政との連携強化を図ることにより、事業の一層の促進に取り組むものとする。

### 1 都道府県の推進月間活動事業

生衛組合は、都道府県ごとに要綱の重点活動項目を踏まえ、都道府県センターが実施する衛生水準の確保・向上事業と連携し一体となって推進月間の行動計画を策定し、当該行動計画に基づいて、連絡協議会、都道府県センター及び行政機関等の協力のもと、次に掲げる各種事業を重点的に実施する。

#### ①「生活衛生同業組合活動推進会議」の開催

生衛組合は、都道府県センター、行政機関(都道府県、政令市、特別区、保健所)、消費者団体等の地域の関係団体及び(株)日本政策金融公庫等の参画を得て生活衛生同業組合活動推進会議(以下「推進会議」という。)を開催し、推進月間の活動に関する行動計画を策定する。また、行動計画に基づく組合活動の意義及び役割に関する広報啓発、組合活動の活性化、組合加入の促進等の各事業実施に当たっては、関係機関の協力連携及び支援等を得て活動の推進を図るものとする。

なお、推進会議は、「推進月間」共催者である都道府県センターが開催する「衛生水準の確保・向上推進会議」と共同で開催する。

## ② 広報・啓発事業

生衛組合は、組合の意義、役割及び活動等に関する社会の認識を高めるとともに、生衛組合の活動の活性化、ネットワークの拡充及びデジタル化を図りつつ、収益向上に資する生衛組合の活動及び関連制度に関する事項のほか、地域における社会貢献活動、組合加入のメリット、健康増進法（平成14年法律第103号）に基づく受動喫煙防止対策、食品衛生法（昭和22年法律第233号）によるHACCP（ハサップ）に沿った新たな食品衛生管理対策等広く周知・徹底すべき情報について、生衛組合の広報紙、ホームページ、SNS、YouTube等を活用して組合員等に対する広報・啓発事業を実施する。

さらに、全国センターが運営する「せいえい NAVI（アプリ）」及び「せいえいちゃんねる（YouTube）」による情報発信機能等を活用して、生衛組合のみならず地域の事業者及び消費者等に対する広報・啓発事業を実施する。

## ③ 衛生管理等に関するセミナーの開催

生衛組合は、組合の活動を通じた生衛業の衛生水準の確保・向上を推進するほか収益向上のため、行政機関等と連携して生衛組合未加入者にも呼びかけ、衛生管理に関する自主点検及び衛生確保の知識・技術の向上に関する内容のほか、衛生設備の整備等に必要な（株）日本政策金融公庫の生活衛生融資の活用、収益向上に関することなどを内容とする衛生管理等に関するセミナーを開催する。

令和6年度においては、引き続き、健康増進法に基づく受動喫煙防止対策及び食品衛生法によるHACCP（ハサップ）に沿う新たな食品衛生管理対策のほか、生衛業の地域包括ケアシステムへの参画等に向けた内容もセミナーの重点事項として取り上げる。

なお、本セミナーは、推進月間共催者である都道府県センターと共同開催する。

## ④ 若手・後継者等の人材育成事業

生衛組合は、組合の将来を担う若手リーダー及び後継者等の人材を育成するため、若手組合員等を対象者として、生衛組合の組織基盤の強化及び制度等の沿革、組合活動の活性化収益向上に資する先進事例・注目事例等に関する研修会・セミナー又は勉強会等を開催する。

特に、令和6年度は、若手組合員をはじめ組合役職員に対して、後継者・人材育成に関する意識の改革を図ることを重点に実施する。

なお、開催に当たっては組合のみで事業を実施するだけでなく、推進月間共催者である都道府県センターと共同開催するための支援を要請する他、組合員は全国センター及び都道府県センターが業種横断的に開催する「生衛組合活性化塾」へ積極的に参加する。

## ⑤ 都道府県知事等に対する組合活動の支援要請

生衛業は、地域密着産業として、地域住民の日常生活を支えるだけでなく、地元の雇用対策としても大きな役割を果たしており、生衛組合は、これら生衛業者の活動を指導支援し、衛生水準の維持・向上を図り、利用者に安全・安心なサービスを提供する上での重要な社会的機能を有している。

このような状況を踏まえ、令和6年度において生衛組合は、連絡協議会等と連携し、都道府県知事、議会その他関係機関に対して、生衛業のコロナ禍及び物価高騰による負の影響からの

復興、地域における生衛業及び生衛組合による社会貢献活動に対する支援等について要請する。とりわけ超高齢社会における生衛業の地域包括ケアシステムへの参画等について意見交換を行い、市区町村との連携強化を図る事業について助成・支援、指導等を得られるよう要請する。

また、生衛業及び生衛組合に対する指導等を行う都道府県センターにおいては、経営指導員等が少数であるため機能が十分に発揮できない状況にあることから、経営指導員等の増員及び人件費アップを実現するため、生衛組合及び都道府県センターが一丸となって都道府県知事等に対する要請活動を実施する。

## 2 全国中央会における推進月間活動事業

全国中央会は、全国連合会とともに、推進月間の活動促進の機運を全国的に高めていくこととし、全国センター等の協力を得て、次の事業を実施する。

### ① 広報・啓発事業

全国中央会及び全国連合会は、生衛組合の意義、役割、活動等に関する社会的な認識を高めるため、10月下旬に実施する生活衛生功労者表彰式典を活用して推進月間の活動スローガンの宣言を行い、推進月間のスタートをアピールするほか、全国連合会が実施する生衛全国大会等において、関係者による生衛組合の意義と役割について再確認する機会を設ける等、地域における生衛組合の認知度向上を図る取組を行う。

また、事業者に対する各種支援策の実施、生衛組合の活動の活性化及びネットワークの拡充を図るため、全国センター、都道府県センターと連携して生衛組合並びに推進月間に関する周知用のポスター及びチラシ等を作成・配布するほか、全国連合会の広報紙等への推進月間PR記事の掲載及びSNS等を利用した広報・啓発事業を実施する。

### ② セミナー、研修会等の実施

全国中央会及び全国連合会は、生衛組合の将来を担う人材を育成するとともに、生衛組合を中心とした業種横断的なネットワーク形成及び関係者との連携を一層推進させるため、若手組合員及び後継者並びに組合事務局職員等を対象として、生衛組合の活動の意義、制度及び沿革、先進事例及び注目事例等に関するセミナー、研修会又は勉強会等を開催する。

さらに、組合役職員に対して、中長期的な組合組織基盤の整備及び組合活動の活性化に向けた取組の実施に向けて、関係者の意識改革を図ることに重点を置いた研修会等を実施する。

また、研修会等の実施に当たっては、全国センターが実施するセミナー及び研修等との共同開催についても考慮する。